

令和3年度事業計画書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日



マスコットキャラクター
「ほのぴー」



令和3年度の基本方針

新型コロナウイルス感染症の広がり、人と人が互いに距離を取り、接触する機会を減らすことを求めており、このため地域住民等による福祉活動やボランティア活動は休止や延期等活動自粛を余儀なくされました。

君津市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス等の感染症に対する衛生管理や対策を徹底して、コロナ禍においても継続的に福祉事業の実施及びサービスの提供ができるよう、法人組織のさらなる体制強化を図ります。

また、毎年実施している事業においても「3つの密（密集・密接・密閉）」を避けるなどの感染拡大防止に配慮した、従来とは異なる新たな地域福祉活動の取り組みが求められていることから、先進的な取り組み事例を参考にして、創意工夫をこらした企画の立案に努めます。

さらに、本会は令和3年に設立50周年という大きな節目を迎えるため、記念誌発行や記念式典の開催等の事業を実施し、半世紀にわたる軌跡を記録するとともに、これからの50年に向けて、君津市の地域福祉推進役として、より一層充実した事業展開ができるよう事業の見直しや研究等に取り組んでまいります。

【 君津市社会福祉協議会の事業体系 】

I 法人運営部門（総務企画・施設管理）

- | | |
|-----------------------|------|
| 1 法人の運営 | 1ページ |
| 2 社会福祉事業の企画及び実施 | 4ページ |
| 3 社会福祉施設の管理運営 | 7ページ |

II 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）

- | | |
|------------------------------|-------|
| 1 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の支援 | 10ページ |
| 2 君津市地域福祉活動計画の推進・進行管理 | 12ページ |
| 3 社会福祉団体の活動支援・援助育成 | 13ページ |
| 4 ボランティア活動・福祉教育の推進 | 14ページ |
| 5 災害時支援体制整備事業 | 16ページ |

III 福祉サービス利用支援部門（権利擁護・総合相談）

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1 権利擁護事業（きみつ成年後見支援センター） | 17ページ |
| 2 福祉資金貸付事業 | 18ページ |
| 3 ふれあい相談事業 | 19ページ |

IV 在宅福祉サービス部門（在宅福祉推進）

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1 住民参加型ホームヘルプ事業 | 20ページ |
| 2 介護保険事業 | 21ページ |
| 3 生活支援体制整備事業 | 22ページ |

I 法人運営部門（総務企画・施設管理）

1 法人の運営

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体であることを自覚し、地域住民、福祉団体及び関係者と協働して「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進するため、適正な組織運営に努めます。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響は、本会の事業全般に大きな影響を与えていることから、感染症に対する衛生管理や対策を徹底して、コロナ禍においても継続的に福祉事業の実施及びサービスの提供ができるよう、体制の強化を図ります。

また、地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持と信頼が得られるよう、積極的な情報発信を図ります。

(1) 組織の運営

- ① 評議員会の開催（法人の議決機関、評議員25名以上30名以内）
 - ・ 6月の定時評議員会のほか、必要に応じ開催
 - ・ 任期満了（6月の定時評議員会終結時）による評議員の選任手続き
- ② 理事会の開催（法人の執行機関、理事10名以上15名以内及び監事2名）
 - ・ 定例会議の開催
 - ・ 任期満了（6月の定時評議員会終結時）による理事及び監事の選任手続き
- ③ 委員会の開催
 - ・ 理事会に専門的事項について審議するための、総務委員会（主に組織運営）、企画委員会（主に事業推進）及び表彰審査委員会を設置し、必要に応じ開催
- ④ 監査の実施
 - ・ 監事による決算監査の実施（年1回）
 - ・ 内部監査人（担当理事）による内部会計監査の実施（年2回）
 - ・ 事務局長による会計事務担当団体の内部会計監査の実施（年2回）
 - ・ 君津郡市広域市町村圏事務組合による社会福祉法人指導監査
 - ・ 君津市による財政援助団体等監査
- ⑤ 評議員選任・解任委員会の開催（5名）
 - ・ 必要に応じて開催

(2) 事務局体制の強化

- ① 職員の資質向上
 - ・千葉県社会福祉協議会等が実施する各種研修会等への積極的な参加
 - ・職能団体や行政機関等が実施する実務研修会等への参加
 - ・定例職員会議の開催
 - ・職員研修会の実施
 - ・職員の資格取得支援（受講料や登録料等の補助）
 - ・職員会議において外部研修での内容の共有
 - ・社会福祉士試験受験資格取得課程にかかる相談援助実習生の受入れ
- ② 役員体制の強化
 - ・役員研修会の実施
 - ・千葉県社会福祉協議会等が実施する研修会への参加
 - ・福祉情報の定期的な提供（NORMA社協情報、ボランティア情報等）
- ③ 衛生管理及び感染症対策の徹底 **※新規**
 - ・マスクの着用や共用備品等の消毒など職場内の感染症拡大防止対策の徹底
 - ・感染症防止に対する主催事業等の取扱方針を制定するとともに、状況に応じて随時改正を行う
- ④ 苦情解決体制の整備
 - ・苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置
 - ・社会性や客観性の確保、利用者の立場や特性に配慮した適切な苦情解決を図るため、公平で中立な立場にある第三者委員を置く（3名）
 - ・苦情解決第三者委員会の開催
- ⑤ 事務効率化の推進 **※新規**
 - ・労務関係申請等の電子化、金融機関との取引のオンライン化を推進し、事務の効率化及びコストの削減を図る
 - ・申請等にかかる各種様式の見直しを図り、押印の廃止や記入項目の簡略化を進める
- ⑥ 君津市社会福祉協議会発展・強化計画の進行管理
 - ・君津市社会福祉協議会発展・強化計画の中間評価や達成状況確認等の進行管理

(3) 法改正等への対応

福祉関連法の改正等への対応

- ・計算書類や現況報告書の公表等事業運営の透明性の向上
- ・公正な支出管理及び内部留保の明確化等、財務規律の強化
- ・地域共生社会実現に向けた視点による事業運営の強化

(4) 財政基盤の充実

① 会員の募集

- ・ 一般会員 自治会を通じて世帯に依頼（5月）
- ・ 賛助会員 個人や法人、団体に依頼（通年）
君津市社会福祉協議会のパンフレットを活用し、賛助会員の拡充に努める

② 福祉チャリティーイベントの開催

- ・ 第23回君津市福祉チャリティーゴルフ大会（10月）
ゴルフ大会をとおして福祉意識の啓発と運営財源の確保を図る

③ 共同募金運動への協力（千葉県共同募金会君津市支会）

- ・ 赤い羽根共同募金（10月1日～3月31日）
- ・ 歳末たすけあい募金（12月1日～12月31日）

④ 新規財源確保の検討

- ・ 新たな助成金や収益事業の先進地事例に関する情報収集を実施

2 社会福祉事業の企画及び実施

地域住民全員が地域福祉推進の主役であるという視点で、住民の福祉意識の高揚、自分らしく生きがいを持った福祉活動への参加促進が図られるよう、ノーマライゼーションの理念を基盤とした社会福祉事業を企画するとともに、「3つの密（密集・密接・密閉）」を避けるなどの感染拡大防止に十分配慮しながら実施します。

また、住民に対する情報発信を強化するため、広報紙「福祉きみつ」やホームページの他、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）を活用し、本会の活動や福祉情報について若者から高齢者まで幅広い年齢層に情報を提供していきます。

(1) 高齢者福祉事業

- ① 卒寿記念事業（9月～10月）
 - ・卒寿者への記念品贈呈
- ② シニアクラブの活動支援
 - ・君津市シニアクラブ連合会の活動を支援

(2) 障害者福祉事業

- ① 障害児者交流事業
 - ・障害者世帯を対象に日帰りのバスハイクまたは芸術鑑賞などを実施
- ② 視覚障害者への情報提供
 - ・音訳ボランティアの協力により広報等をCD等へ録音し「声のお便り」として視覚障害者へ提供
- ③ 障害者団体等の活動支援
 - ・障害者当事者団体等の活動を支援

(3) 児童福祉事業

- ① ひとり親家庭交流事業
 - ・ひとり親家庭を対象に日帰りのバスハイクまたは芸術鑑賞などを実施
 - ・ひとり親家庭のネットワークづくりを支援
- ② 児童危険防止・健全育成事業
 - ・学校、PTA等との協力、連携による危険防止資材の配付及び設置
 - ・自治会への子どもの遊び場整備費の助成
- ③ 民間保育園の活動支援
 - ・民間保育園の活動を支援
- ④ 学童クラブの活動支援
 - ・学童クラブ（放課後児童健全育成事業）の活動を支援

(4) 広報啓発事業

- ① 広報紙「福祉きみつ」の発行
 - ・広報紙「福祉きみつ」（年4回）を発行し、住民に対して本会事業と社会福祉への理解の促進を図る
 - ・住民を交えた編集会議の開催や読者モニター制度により、読みやすい紙面づくりに努める
 - ・紙面クイズ応募者から紙面への感想を募るなど、読み手の意見が紙面づくりに反映できるような方策の検討を継続する
 - ・自治会を通じての回覧及び公共施設や大型スーパー等での配布を行う
- ② ホームページによる情報提供
 - ・社会福祉協議会の事業、ボランティア情報及び福祉情報を随時更新する
- ③ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）による情報発信
 - ・ツイッターやフェイスブックを利用して福祉関係の情報を発信する
- ④ 君津市社会福祉協議会パンフレットによる啓発
 - ・社会福祉協議会のパンフレットを活用し啓発を行う
- ⑤ 市民講座
 - ・君津市のまちづくりふれあい講座に本会の事業に関するメニューを登録し、社会福祉協議会の事業内容について住民の理解を深める
- ⑥ 君津市社会福祉協議会マスコットキャラクターの活用
 - ・キャラクターグッズを活用し本会のPRを行う
 - ・LINEスタンプ等を作成し、ほのびのPRを行う

(5) 福祉功労顕彰事業

第50回君津市社会福祉大会の開催（1月）

- ・本会設立50周年及び市政施行50周年記念式典
- ・福祉事業功労者の顕彰
- ・社会福祉に関する講演会や意見体験発表等
- ・社会福祉施設や地域福祉団体等による活動展示、販売

(6) 住民ふれあい交流事業

健康と福祉のふれあいまつりの開催（10月）

- ・君津市、君津市社会福祉協議会、健康と福祉のふれあいまつり実行委員会の共催により開催
- ・登録ボランティアグループ、地区社会福祉協議会等による活動紹介等
- ・ボランティアセンター、成年後見支援センター、ふれあい相談室等の紹介

(7) 歳末たすけあい募金配分事業

歳末たすけあい見舞金の支給（12月）

- ・民生委員児童委員の協力により障害児者（重度身体障害、重度知的障害、重度精神障害）、寝たきり高齢者、両親のいないこどもに見舞金を支給

(8) 君津市社会福祉協議会バス運営事業

君津市社会福祉協議会バスの管理運営

- ・地域福祉推進を目的とする団体や事業のためのバスの運営

(9) 福祉機器等貸出事業

福祉機器等の貸出

- ・福祉カー（リフト付き福祉車両）、車いすの無料貸出し
- ・高齢者疑似体験セットやテント、プロジェクター等、福祉教育や地域交流等を目的とする事業実施に必要な機器等の無料貸出し

(10) 災害見舞事業

災害見舞金の支給

- ・火災や風水害の被災者に災害見舞金を支給

(11) 設立50周年記念事業 **※新規**

設立50周年記念事業の実施

- ・記念誌の発行
- ・記念式典の開催（第50回君津市社会福祉大会）
- ・記念ロゴマークの作成
- ・記念グッズの作成
- ・本会主催事業を「君津市社会福祉協議会設立50周年記念」の冠事業として位置づけ、50周年に関連する内容を取り入れる

(12) フードバンク事業 **※新規**

① フードバンクちばへの協力

- ・フードバンクちばが行うフードドライブ（食品回収）の受け取り窓口として協力

② フードバンク事業実施に向けた検討

- ・寄贈された食品が君津市内の支援を必要とされる方へ届けられるよう、本会独自の仕組みづくりを検討する

3 社会福祉施設の管理運営

君津市福祉作業所「ふたば園」及び君津市福祉作業所「ミツバ園」（いずれも君津市から指定管理者として指定）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に規定する就労継続支援B型事業所であり、通常の事業所に雇用されることや雇用契約に基づく就労が困難である方に、就労の機会の提供、生産活動の機会の提供をするほか、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な支援を行います。なお、令和3年度で指定管理期間が終了となることから、令和4年度以降も本会が指定管理者として指定が受けられるよう、申請に向けて準備を進めます。

また、君津市地域福祉推進センターゆうゆう館（君津市から指定管理者として指定）では、地区社会福祉協議会やシニアクラブ、障害者団体、ボランティアグループなど、君津市社会福祉協議会が有する住民同士のネットワークや社会資源を、積極的に活用し、「地域住民相互の交流」や「地域連帯の強化」、「健康の増進」など、施設の設置目的が果たされるように努めます。

(1) 君津市福祉作業所「ふたば園」管理運営事業

※指定管理期間：令和元年度～令和3年度の3年間

① 施設の管理運営

- ・職員の配置（所長、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員の計4名）
- ・新型コロナウイルスやインフルエンザ等各種感染症対策など衛生管理を徹底する
- ・個々の利用者の希望や特性を的確に把握した上で、生産活動の目標設定をし、その実現のための支援を行う
- ・利用者の自己選択及び自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援を行う
- ・利用者及び保護者からの要望を常に把握し、平等で公平な施設利用に努める
- ・社会生活能力の向上や基本的生活習慣の確立を目指すための支援を行う
- ・地域の伝統行事やイベントに積極的に参加し、社会参加を推進する
- ・安全で快適な作業環境の中で利用者が生活できるように努める
- ・職員は絶えず自己研さんに励み、質の高いサービスを提供する
- ・利用者の送迎サービスを実施し、利用者の利便性を高める
- ・個別面談やアンケートを実施し、利用者及び保護者の要望等を個別支援計画に反映する
- ・個々の利用者が意欲的に取り組めるよう多様な作業内容を準備し、能力や適性に
応じた作業を提供する
- ・日常生活訓練（清掃・洗濯）、転倒防止・筋力強化運動、買物実習、販売実習、
生活相談、所外学習（年2回）、調理実習（年5回）を実施し、社会生活能力の
向上や基本的生活習慣の確立を目指すための支援を行う
- ・火災や地震等の緊急時に迅速に対応できるよう避難訓練を実施する（年3回）
- ・健康観察、菜の花体操、体重・体脂肪測定、健康相談、健康診断、歯科検診等
を実施するとともに、必要に応じて服薬管理及び行動記録、血圧測定を行い、利用
者の健康管理に努める
- ・手をつなぐスポーツの集い、合同クリスマス会、ミツバ園との交流等、各種イ
ベントの企画や参加

- ・健康と福祉のふれあいまつり、公民館文化祭、障害者週間、社会福祉大会等での事業の啓発や作業製品の販売を行う
 - ・利用者支援のケース検討会議及びヒヤリ・ハット事例検討の実施（随時）
- ② 生産活動の機会の提供
- ・業者委託の受注作業（手提げ紙袋作成、アルミケース容器詰め、建物維持管理業務等）
 - ・自主作業（牛乳パックによる手すき紙等の製作、手芸作品の製作、野菜類の栽培及び販売、古紙回収、レアメタル等資源回収）
- ③ 指定管理期間満了に伴う申請準備 **※新規**
- ・令和4年度からも引き続き指定管理者として指定が受けられるよう、募集申請に向けて準備を進める

(2) 君津市福祉作業所「ミツバ園」管理運営事業

※指定管理期間：令和元年度～令和3年度の3年間

① 施設の管理運営

- ・職員の配置（所長、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員の計4名）
- ・新型コロナウイルスやインフルエンザ等各種感染症対策など衛生管理を徹底する
- ・個々の利用者の希望や特性を的確に把握した上で、生産活動の目標設定をし、その実現のための支援を行う
- ・利用者の自己選択及び自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援を行う
- ・利用者及び保護者からの要望を常に把握し、平等で公平な施設利用に努める
- ・社会生活能力の向上や基本的な生活習慣の確立を目指すための支援を行う
- ・地域の伝統行事やイベントに積極的に参加し、社会参加を推進する
- ・安全で快適な作業環境の中で利用者が生活できるように努める
- ・職員は絶えず自己研さんに励み、質の高いサービスを提供する
- ・個別面談やアンケートを実施し、利用者及び保護者の要望等を個別支援計画に反映する
- ・個々の利用者が意欲的に取り組めるよう多様な作業内容を準備し、能力や適性に応じた作業を提供する
- ・日常生活訓練（調理・清掃・洗濯）、転倒防止、買物実習、販売実習、生活相談、所外学習（年2回）、調理実習（年4回）を実施し、社会生活能力の向上や基本的な生活習慣の確立を目指すための支援を行う
- ・火災や地震等の緊急時に迅速に対応できるよう避難訓練を実施する（年3回）
- ・健康観察、菜の花体操、体重・体脂肪測定、健康相談、健康診断、歯科検診等を実施するとともに、必要に応じて服薬管理及び行動記録、血圧測定を行い、利用者の健康管理に努める
- ・手をつなぐスポーツの集い、合同クリスマス会、ふたば園との交流等、各種イベントの企画や参加
- ・健康と福祉のふれあいまつり、公民館文化祭、障害者週間、社会福祉大会、木更津こどもまつり、市役所や君津高校等での事業の啓発や作業製品の販売を行う
- ・利用者支援のケース検討会議及びヒヤリ・ハット事例検討の実施（随時）

- ② 生産活動の機会の提供
 - ・業者委託の受注作業（粉体食品箱詰め及び袋詰め、アルミケース容器詰め）
 - ・自主作業（弁当や惣菜等の製造販売、野菜類の栽培及び加工販売、編み物や手芸作品の製作、古紙及びアルミ缶回収、レアメタル等資源回収）
- ③ 指定管理期間満了に伴う申請準備 **※新規**
 - ・令和4年度からも引き続き指定管理者として指定が受けられるよう、募集申請に向けて準備を進める

(3) 君津市地域福祉推進センターゆうゆう館管理運営事業

※指定管理期間：令和2年度～令和4年度の3年間

- ① 施設の管理運営
 - ・利用者の接遇、施設の貸出、冷暖房等各種機器の操作管理を行う職員の配置（事務員1名）
- ② 地区社会福祉協議会活動との連携
 - ・君津西地区社会福祉協議会や君津南地区社会福祉協議会と連携し、高齢者のサロン活動や介護予防の活動などの拠点として活用
- ③ 利用者の意見及び要望等の把握
 - ・君津市と協議の上、利用者に対しアンケートを実施

Ⅱ 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）

1 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の支援

地区社会福祉協議会（地区社協）は、地域住民の自主的な活動を基盤に、見守りや声かけ、安否の確認など日常的な支援活動をはじめ、ふれあい・いきいきサロンや敬老会の開催など様々な事業を実施しています。

これらの福祉活動を充実させるため、地区社協と本会が連携していつでも、だれもが主体的に地域福祉活動に参加できる環境づくりに努めます。

また、新しい生活様式に沿った地域福祉活動や考え方について、住民の理解や関心が高まるよう、福祉活動に関わる人材の確保、育成に努めるとともに民生委員児童委員協議会、自治会、教育機関など社会資源との協働による地区社協活動が継続、発展するよう支援します。

(1) 地区社協活動の基盤整備

① 地区社協連絡会議の開催

- ・地区社協連絡会議を開催し、各地区の取り組みについて情報交換や研修等を行う

② 地域福祉人材の確保及び育成

- ・コミュニティーソーシャルワーカー等福祉人材の育成
- ・各種研修会等の情報提供

(2) 地区社協活動の支援

地区社協活動の支援

- ・担当職員を配置し地区社協の福祉活動を支援

君津市内の地区社会福祉協議会（8地区）

- ・君津東地区社会福祉協議会（八重原・周南中学校区）
- ・君津中地区社会福祉協議会（君津中学校区）
- ・君津西地区社会福祉協議会（周西中学校区）
- ・君津南地区社会福祉協議会（周西南中学校区）
- ・小糸地区社会福祉協議会
- ・清和地区社会福祉協議会
- ・小櫃地区社会福祉協議会
- ・上総地区社会福祉協議会

令和3年度に実施を予定している地区社会福祉協議会の主な事業

【 見守り 】

ひとり暮らし高齢者への友愛訪問型食事サービス
ひとり暮らし高齢者友愛訪問
ひとり暮らし高齢者見守り事業
寝たきり高齢者介護世帯への友愛訪問
障害者友愛訪問

【 交流事業 】

敬老会
ひとり暮らし高齢者とボランティアとの会食会（花見会、クリスマス会等）
ひとり暮らし高齢者バスハイク
高齢者世帯バスハイク
地区別映面上映会
高齢者ふれあい・いきいきサロン

【 生活支援 】

ひとり暮らし高齢者等買い物ツアー

【 生きがい支援 】

90歳到達者へ記念品贈呈
95歳到達者へ記念品贈呈
結婚50周年夫婦へ記念品贈呈
おしどり夫婦（夫婦の合計年齢が150歳）へ記念品贈呈
男の料理教室

【 福祉教育・子育て支援 】

小中高等学校との連携による福祉活動や福祉講座
小学校での福祉体験学習会
子育てサロン
通学路でのあいさつ運動

【 世代交流 】

ひとり暮らし高齢者激励（小学生の手書きによる年賀状等の送付）
多世代交流（グラウンドゴルフ大会、スポーツ大会等）

【 危険防止・防犯 】

児童生徒のための事故防止や防犯パトロール

【 広報・啓発 】

福祉広報紙の発行

【 調査研究 】

福祉ニーズ及び意識調査

【 研修・講座等 】

福祉講演会、健康講演会、ボランティア養成講座、介護教室等
役員及びボランティア視察研修
地域イベントへの参加

※ 各地区社会福祉協議会の事業計画からの抜粋であり、全地区が共通で実施している事業の一覧ではありません

2 君津市地域福祉活動計画の推進・進行管理

地域住民が福祉のまちづくりに向けた明確な目標を設け、計画的に取り組むため、令和元年度から令和5年度までの5か年間で推進期間とする「第三次君津市地域福祉活動計画」に基づき、地域との連携を深めながら福祉活動の推進を図っていきます。

なお、推進にあたっては、行政計画である「君津市地域福祉計画」と連携するとともに、君津市地域福祉活動計画推進委員会において計画の進捗状況の把握や検討を行い、必要に応じて評価点検を行います。

(1) 第三次君津市地域福祉活動計画の推進

地区福祉推進委員会議の活動支援

- ・担当職員を配置し地区福祉推進委員会議の活動を支援
- ・関係機関や団体等との連絡調整
- ・各種研修会や地域福祉推進に関する情報提供

君津市内の地区福祉推進委員会議（8地区）

- ・君津東地区福祉推進委員会議（八重原・周南中学校区）
- ・君津中地区福祉推進委員会議（君津中学校区）
- ・君津西地区福祉推進委員会議（周西中学校区）
- ・君津南地区福祉推進委員会議（周西南中学校区）
- ・小糸地区福祉推進委員会議
- ・清和地区福祉推進委員会議
- ・小櫃地区福祉推進委員会議
- ・上総地区福祉推進委員会議

(2) 第三次君津市地域福祉活動計画の進行管理

- ① 地区福祉推進委員連絡会議の開催（各地区代表委員計40名で構成）
 - ・地区における住民の意見等を集約し、計画推進委員会に提言
 - ・地区間の連絡調整や情報交換
- ② 君津市地域福祉活動計画推進委員会の開催（各選任区分の委員12名以内で構成）
 - ・第三次君津市地域福祉活動計画の進行管理・評価点検

3 社会福祉団体の活動支援・援助育成

社会福祉関係団体が、地域の社会資源としてその機能を最大限に発揮し、その目的や役割を達成できるよう支援します。(君津市から受託)

特に、それぞれの社会福祉団体が、会員による主体的な団体運営を行えるよう、活動支援や援助育成に努めます。

(1) 民生委員児童委員の活動に関する運営支援

- ① 民生委員児童委員地区会長会の運営事務
 - ・ 君津市民生委員児童委員協議会
 - ・ 福祉関係各大会及び研究協議会への役員派遣
- ② 地区（法定単位）民生委員児童委員協議会の運営援助と調整
 - ・ 担当職員を配置し地区民生委員児童委員協議会の活動を支援

君津市内の地区民生委員児童委員協議会（8地区）

- ・ 君津東地区民生委員児童委員協議会（八重原・周南中学校区）
- ・ 君津中地区民生委員児童委員協議会（君津中学校区）
- ・ 君津西地区民生委員児童委員協議会（周西中学校区）
- ・ 君津南地区民生委員児童委員協議会（周西南中学校区）
- ・ 小糸地区民生委員児童委員協議会
- ・ 清和地区民生委員児童委員協議会
- ・ 小櫃地区民生委員児童委員協議会
- ・ 上総地区民生委員児童委員協議会

(2) 福祉団体の援助育成

社会福祉を目的とする団体の運営及び援助育成

- ・ 担当職員を配置し社会福祉団体の活動を支援

社会福祉を目的とする団体（4団体）

- ・ 君津市遺族会
- ・ 君津市ひとり親家庭友の会
- ・ 君津リバース協会（身体障害者福祉会）
- ・ 君津市シニアクラブ連合会

(3) 保護司会の活動に関する支援

保護司会の活動を支援

- ・ 君津地区保護司会君津支部の活動を支援

4 ボランティア活動・福祉教育の推進

ボランティア活動は、気軽にできるものから専門性を持ったものなど幅広い活動があり、社会参加を支援するなどの重要な役割を果たしています。

しかしながら、コロナ禍において人と人がふれあう機会の制限や、福祉施設においては外部からの出入りを制限していることなどにより、ボランティア活動の場が減少している面もあります。

これからのボランティア活動の活性化を図るために、ボランティア活動を行いやすい環境の整備やボランティア活動に関する情報提供を行うなど、広報啓発活動及び相談窓口を充実させるとともに、活動の担い手となる新たな人材の発掘及び継続的なボランティア活動の支援に努めます。

また、地域社会で生きる子ども達の福祉意識を高めるために、学校教育における福祉活動の取り組みを支援し、次世代を担う若い人材の育成に取り組みます。

(1) 君津市ボランティアセンター

- ① ボランティアセンターの運営
 - ・ボランティア活動に関する相談、情報提供
 - ・ボランティアの登録、斡旋
 - ・ボランティアセンター運営委員会の開催
 - ・ボランティア活動保険への加入
 - ・プルタブや古切手等の収集及び受入
- ② コーディネート体制の充実
 - ・コーディネーターの配置
 - ・ボランティアコーディネーター研修（県社協主催）等研修会への参加
- ③ ボランティア活動の推進
 - ・ボランティアセンターパンフレットの活用
 - ・ホームページの活用によるボランティア活動のPR
 - ・広報紙「福祉きみつ」内に「ボランティアひろば」を掲載し、ボランティアに関する情報提供を行う
 - ・登録ボランティア向けに「ボラセンだより」を発行し、情報提供を行う
 - ・図書館や公民館においてボランティア活動に関するチラシの掲示並びに事業やイベントの内容を幅広く把握することにより、ボランティアへの情報提供を行う
 - ・社会福祉協議会が実施する事業やイベントにおいて積極的にボランティアが活動できる場面を設ける

(2) ボランティア養成事業

- ① ボランティア入門講座
 - ・飛び入りボランティア体験講座を実施（年2回）
 - ・君津市のまちづくりふれあい講座でボランティア養成講座を実施

- ② ボランティア専門講座
 - ・専門的なボランティア活動に必要な知識や技術を習得するための講座を実施

(3) ボランティア活動の活性化事業

- ① 君津市ボランティアの集い
 - ・ボランティア連絡協議会及びボランティアの集い実行委員会との共催で実施
- ② ボランティアと障害者との研修・交流会
 - ・ボランティアと障害者相互の理解を深めるための研修及び交流会を実施
- ③ ボランティア活動への助成
 - ・君津市ボランティア連絡協議会への助成
 - ・登録ボランティアグループ及び個人ボランティアへの助成

(4) 君津市ボランティア連絡協議会の活動支援 ※新規

- 君津市ボランティア連絡協議会の活動支援
 - ・君津市ボランティア連絡協議会の運営及び活動を支援

(5) 福祉教育の推進

- ① 福祉体験出前講座
 - ・ボランティア団体や地区社協等との連携により、小中学校及び地域団体に出向いて、車いす体験、アイマスク体験及び講話等を実施
 - ・福祉体験出前講座協力者懇談会を実施
- ② 高校生福祉体験学習
 - ・高校生を対象に体験学習を実施し、福祉人材の育成を図る
- ③ 福祉意識啓発事業
 - ・市内小中学校の児童及び生徒を対象に標語コンクール等を実施
- ④ 地域福祉教育推進事業
 - ・市内公立小中学校を地域福祉教育推進事業モデル校として、2年ごとに2校ずつ順次指定し、福祉教育の推進を支援するとともに、事業費を助成する
(令和2年度～3年度は、北子安小学校及び八重原中学校)

5 災害時支援体制整備事業

本会では、令和2年度に災害時対応マニュアルの見直しを行い、平常時の災害への備えをはじめとして、様々な災害への対応や、実際に災害が発生した時の行動指針となる「災害対応マニュアル」を新たに制定いたしました。

このマニュアルの実効性を高めるために、防災訓練などの機会をとらえて職員間でマニュアルの確認や見直しを行うとともに、災害ボランティアセンター運営訓練を実施し、災害発生時における住民の支援活動が円滑に行われるよう、取り組んでいきます。

また、千葉県社会福祉協議会、君津市及び関係機関や団体との連携体制を構築し、災害支援体制の強化を図ります。

(1) 災害時支援体制の基盤強化

- ① 災害対応マニュアルの整備
 - ・職員が災害対応マニュアルを深く理解し、日頃から災害への備えや、災害時の対応に備える
 - ・訓練などをとおしてマニュアルを随時見直し、実際の災害に備える
- ② 災害ボランティアセンター運営訓練等の実施
 - ・災害発生時を想定し、災害対応マニュアルに従い君津市や千葉県社会福祉協議会などの関係機関と連携して、災害ボランティアセンターの運営訓練等を実施
 - ・災害時に活動できるボランティアの養成を行う
- ③ 君津市総合防災訓練等への参加協力
 - ・君津市が実施する総合防災訓練や避難所訓練に参加及び協力し、行政との連携を図る
- ④ 関係団体との連携強化 **※新規**
 - ・関係団体との協定を締結する等により、日頃からの連携体制を構築し、災害ボランティアセンター運営訓練への参加を促すとともに、災害支援活動等の強化を図る

Ⅲ 福祉サービス利用支援部門（権利擁護・総合相談）

1 権利擁護事業（きみつ成年後見支援センター）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な方に対する援助として、財産管理や施設の入退所等生活全般の支援（身上監護）に関する契約等の法律行為を行う「成年後見制度」や本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理を行う「日常生活自立支援事業（千葉県社会福祉協議会から受託）」を実施します。

成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護事業による支援が必要な方の増加が見込まれる中で、弁護士や司法書士等専門職の後見人が不足してきている状況もあり、法人として関係機関や地域住民とのネットワーク等を生かしながら、事業の実施体制の強化に努めます。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、行政との連携体制を図ります。

(1) 成年後見制度に関する事業

成年後見制度を利用した各種事業の実施

- ・ 認知症高齢者や障害者等への成年後見人等としての業務
- ・ 権利擁護に関する事業の推進
- ・ 成年後見に関する相談及び情報提供
- ・ 成年後見受任調整会議の実施
- ・ 県主催の各種研修会等への参加
- ・ 君津市のまちづくりふれあい講座等における成年後見事業等の啓発
- ・ 専門員の配置

(2) 日常生活自立支援事業

福祉サービス利用援助事業の実施

- ・ 福祉サービスを利用するための一連の援助
- ・ 財産管理サービス
- ・ 財産保全サービス
- ・ 関係機関連絡会議の定期的な開催
- ・ 生活支援員の拡充
- ・ 生活支援員を対象とした研修会の開催
- ・ 専門員の配置

2 福祉資金貸付事業

低所得世帯、高齢者及び障害者世帯の経済的自立と安定した生活の維持を図るため、「生活福祉資金」等の相談及び貸付（千葉県社会福祉協議会から受託）を行います。円滑な事業運営に努め、住民の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ります。

特に、令和2年3月から開始した、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した方（世帯）を対象とした、緊急小口資金等の特例貸付の相談者や申請件数が増加していることから、相談員を増員して対応し、借受世帯の生活再建の支援に努めます。

また、君津市社会福祉協議会独自の貸付事業として、生活保護の申請者に対する生活保護費受給開始までのつなぎ資金「君津市ふれあい資金」の相談及び貸付を行います。

(1) 生活福祉資金等貸付事業

① 相談支援体制の充実

- ・生活福祉資金相談員の配置
- ・貸付滞納者に対する個別相談及び自立生活支援
- ・研修会への参加による資質向上
- ・生活自立支援センターきみつ、ハローワーク、行政機関及び担当民生委員児童委員との連携

② 生活福祉資金等の貸付実施

- ・低所得世帯、高齢者及び障害者世帯等の経済的自立と安定した生活の維持を図るために、生活福祉資金（福祉資金、教育支援資金）等貸付の取扱い

(2) 君津市ふれあい資金貸付事業

君津市ふれあい資金の貸付実施

- ・市内に居住する生活保護を申請した世帯を対象に、その支給が開始されるまでのつなぎの生活資金を貸付
- ・関係行政機関との連携による滞納者への償還促進

3 ふれあい相談事業

福祉総合相談窓口として「君津市ふれあい相談室」を設け、住民の抱えるさまざまな悩みや問題の相談に応じて解決に向けた援助を行います。

住民がいつでも気軽に相談を受けられるよう、事業について広く周知を図るとともに、専任相談員及び専門相談員を配置し、解決機能、即応機能を高めます。

また、行政機関や保健医療機関、民生委員児童委員とも連携を図り、潜在するニーズの早期発見や早期解決に努めます。

(1) 君津市ふれあい相談室

① ふれあい相談室の運営

- ・ 専任相談員の配置
- ・ 君津四市相談事業運営研究協議会の実施（君津市）

② ふれあい相談事業の実施

- ・ 心配ごと相談（専任相談員）平日
専任相談員による日常生活の中での様々な悩み事や心配ごとの相談
- ・ 心配ごと相談（民生委員児童委員）
民生委員児童委員による悩み事や心配ごとの相談
君津地区 第2、第4木曜日
君津地区以外 行政の市民相談日にあわせて各地区公民館で開催
- ・ 法律相談（弁護士）第1火曜日、第3金曜日
弁護士が法律の一般的な説明を行い、問題解決を支援するための相談
- ・ こころの相談（カウンセラー）第2、第4水曜日及び第3火曜日
夫婦関係、親子関係、友人関係などで精神的な苦痛を受けて悩んでいる方などの
カウンセリング

IV 在宅福祉サービス部門（在宅福祉推進）

1 住民参加型ホームヘルプ事業

子どもから高齢者までの全ての世代の住民一人ひとりが、将来にわたって安心して生活できるよう、住民同士の助け合いによる会員制の有償相互援助活動の更なる充実を図ります。

「ホームケアサービスあんしん事業」では、地域包括ケアシステムの構築に関連して、住民の支えあいによるサービスの必要性が高まっており、また、地域からの要望に応えられるような体制づくりが望まれていることから、地域の団体の会議などあらゆる機会をとらえて、積極的に協力会員の募集を行います。

また、次代の地域を担う子どもの成長を地域全体で応援するため、子育てに係る負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境を整備する仕組みを推進するために「君津市ファミリーサポートセンター事業（君津市から受託）」の充実を図ります。

(1) ホームケアサービスあんしん事業

- ① あんしん事業の運営
 - ・登録制（協力会員と利用会員）による有償の在宅サービス
対象者は、市内在住で日常生活において、支援が必要とされる方
 - サービス内容は、家事援助、産前産後の家事支援等
 - ・会員のスキルアップや交流を目的とした交流研修会を開催
 - ・パンフレット等の活用による事業の周知
 - ・協力会員の拡充強化
- ② コーディネートの充実
 - ・コーディネーターの配置
 - ・コーディネーター研修会への参加

(2) 君津市ファミリーサポートセンター事業

- ① ファミリーサポートセンター事業の運営
 - ・登録制（協力会員と利用会員）による有償の相互援助活動
サービス内容は、生後6か月から小学6年生までの子どもの預かりや送迎等
 - ・育児サポート講習会の実施
 - ・会員の交流研修会を開催
 - ・パンフレット等の活用による事業の周知
 - ・協力会員の拡充強化
 - ・近隣市との連携及び情報交換の実施
- ② コーディネートの充実
 - ・コーディネーターの配置
 - ・コーディネーター研修会への参加

2 介護保険事業

指定介護保険事業として、訪問介護事業と居宅介護支援事業を実施しています。

公益事業として利用者やその家族の立場に立ち、利用者のニーズに柔軟に対応し、かつ良質なサービスの提供を図るために運営体制の整備や職員の資質向上に努めます。

また、本会の主要な収益事業であり、地域福祉活動の展開に必要な財源確保のためにも事業規模や経費の適正化等を図ります。

(1) 訪問介護事業（社協介護サービス）

- ① 訪問介護事業所の運営
 - ・サービス提供責任者の配置
 - ・登録訪問介護員会議（カンファレンス）の開催（月1回）
 - ・登録訪問介護員現任者研修の開催
 - ・ホームヘルパー研修会への参加
 - ・365日、24時間体制でのサービス提供
 - ・訪問介護及び介護予防訪問介護及び第1号訪問事業計画の作成
 - ・身体介護、生活援助、介護予防に相当する生活援助サービスを実施
 - ・総合事業（訪問型サービス）の実施
 - ・障害者サービス実施の検討
 - ・感染症の理解と対策
- ② 関係機関との連携
 - ・君津市介護サービス研究会への協力
 - ・地域包括支援室及び地域包括支援センターとの連携
 - ・居宅介護支援事業所との連携
 - ・サービス担当者会議への出席
 - ・医療及び福祉関連事業との連携

(2) 居宅介護支援事業

- ① 居宅介護支援事業所の運営
 - ・居宅介護支援事業所の職員配置
 - ・担当職員会議の開催（週1回以上）
 - ・介護支援専門員研修会への参加
 - ・居宅サービス計画作成依頼等に対する援助業務
 - ・居宅サービス計画書の作成及びモニタリング
 - ・介護予防サービスや支援計画書の作成（君津市地域包括支援室及び地域包括支援センターから受託）
 - ・サービス実施状況の継続的な把握及び評価
 - ・サービス担当者会議等の実施
 - ・介護支援専門員実務研修受講者（実習生）の受入れ
- ② 関係機関との連携
 - ・地域包括支援室及び地域包括支援センターとの連携
 - ・君津市介護支援専門員協議会への協力
 - ・地域ケア会議等への出席
 - ・医療及び福祉関連事業との連携
 - ・生活支援コーディネーターとの連携

3 生活支援体制整備事業

団塊の世代が後期高齢期に移行する2025年に向けて、日常生活上の支援を必要とする高齢者が増加する中、利用者のニーズにあった生活支援等サービスが行われるよう、君津市や地域包括支援センター、第2層生活支援コーディネーター等の関係者と連携して、既存の資源の把握や生活支援等サービスの構築、既存の組織にサービスや活動を行うよう働きかけを行う「君津市生活支援コーディネーター業務（君津市から受託）」を実施し、地域における生活支援体制の充実及び強化を図ります。

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）業務

生活支援サービスのコーディネート業務（第1層）

- ・生活支援コーディネーターの配置
- ・市内各日常生活圏域における社会資源の把握、生活支援ニーズの把握
- ・地域ケア会議への参加
- ・社会資源の発掘と組織化
- ・地域の関係機関及び団体間のネットワーク構築
- ・研修会等への参加
- ・君津市が設置する協議体への協力及び参加
- ・先進地の視察
- ・第2層生活支援コーディネーターの活動及び第2層協議体の設置に対する支援の強化